

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免 及び傷病手当金の支給について

令和3年3月29日に開催した、令和2年度第5回府中市国民健康保険運営協議会(以下、第5回運協)で議題とした標記の件について、それぞれ次のとおり変更がありましたので、報告いたします。

1 国民健康保険税の減免(令和3年度課税分)

第5回運協の資料1における保険税減免額の財政支援の割合について、令和3年6月2日付の厚生労働省からの事務連絡より、この財政支援の割合が次のとおり変更されました。これに伴い、令和3年度課税分の減免に伴う一般会計からの繰入金の金額は減少するものと見込まれております。

【旧】10分の8、10分の4、10分の2 相当額



【新】10分の10、10分の6、10分の4 相当額

2 傷病手当金の支給

第5回運協の資料2における支給対象の期日について、財政支援の期間が延長されたことに伴い、次のとおり変更いたします。これに伴い、引き続き傷病手当金申請の相談を受け付け、適切に対応してまいります。

【旧】令和3年6月30日



【新】令和3年9月30日

3 予算対応等

1及び2については、現時点で具体的な金額等の見込みが立てにくいことなどから、補正予算での対応は予定しておりませんが、引き続き状況を確認しつつ、適切に対応してまいります。

また、2については、新型コロナウイルス感染症の状況により、再度延長となる場合がありますが、その際も今後の国民健康保険運営協議会でご報告させていただきます。